

令和7年第1回

市議会臨時会資料



目 次

|             |       |     |
|-------------|-------|-----|
| 議案第 4 1 号關係 | ----- | 5   |
| 議案第 4 2 号關係 | ----- | 2 8 |
| 議案第 4 3 号關係 | ----- | 3 6 |



## 茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例について

## 1 提案の理由

地方税法の改正に伴い、原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の区分を改める等とともに、長寿命化に資する大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額の手続を緩和するため提案する。

## 2 根拠法規

地方税法（昭和25年法律第226号）第3条第1項

## 3 条例の概要

- (1) 二輪の原動機付自転車のうち、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る軽自動車税の種別割の区分を設けるとともに、その種別割の税率については、1台につき年額2,000円とすることとした。  
(第60条関係)
- (2) 長寿命化に資する大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該マンションの管理組合の管理者等から必要書類が提出され、かつ、当該マンションが固定資産税の減額措置の要件に該当すると認められるときは、市長は、固定資産税の減額措置を適用することができることとした。（附則第4条関係）
- (3) 規定を整備することとした。（第26条の2関係）
- (4) 所要の規定を整備することとした。（附則第3条関係）
- (5) この条例は、令和7年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第16条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 市内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>(4) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第26条の2 略</p> <p>2</p> <p>略</p> <p>6</p> <p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第16条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内_____に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第60条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> | <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第16条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 市内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>(4) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第26条の2 略</p> <p>2</p> <p>略</p> <p>6</p> <p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第16条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、<u>当該市町村内</u>に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第60条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> |

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が、0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 略

(3) 略

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第3条 略

2

） 略

14

15 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は \_\_\_\_\_ 定格出力が、0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は \_\_\_\_\_ 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 略

(3) 略

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第3条 略

2

） 略

14

15 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

16 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

17 略

18 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第4条 略

2

略

10

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後  
に申告書を提出する場合には、3月以内に提出  
することができなかつた理由

12 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

13 略

16 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

17 略

18 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第4条 略

2

略

10

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後  
に申告書を提出する場合には、3月以内に提出  
することができなかつた理由

12 略

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例参照条文

○地方税法（地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）第1条の規定による改正前のもの）

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第三条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（種別割の標準税率）

第四百六十三条の十五 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の標準税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

二 原動機付自転車

イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの（二に掲げるものを除く。） 年額 二千円

ロ 二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え、〇・八キロワット以下のもの

ハ 二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの 年額 二千四百円

ニ 三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの 年額 三千七百年

二 略

三 略

2 略

3 略

附 則

（固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条 略

2

） 略

40

4.1 次の掲げる施設のうち、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の一）を乗じて得た額とする。

二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十五条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの

三 下水道法第二十五条の十四に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五条の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの

4.2 令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に特定都市河川浸水被害対策法第五十三条第一項の規定により指定された貯留機能保全区域（以下この項において「貯留機能保全区域」という。）内にある土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、貯留機能保全区域として指定された日の属する年の翌年の一月

一日（当該指定された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

43

） 略

45

（大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額）

第十五条の九の三 市町村は、新築された日から二十年以上を経過したマンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第一号に規定するマンションであつて、人の居住の用に供する専有部分のうち政令で定める専有部分を有するものをいう。以下この項において同じ。）のうち、同法第五条の二第一項の規定による助言若しくは指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション又は同法第五条の八に規定する管理計画認定マンションで政令で定めるものであつて、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で総務省令で定めるものが行われたもの（当該工事が行われた棟に限る。以下この条において「特定マンション」という。）に係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、附則第十五条の九第一項若しくは前条第一項の規定の適用がある場合又は当該特定マンションが既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該工事が完了した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額（この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とする。）の三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 前項の規定は、特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税の納税義務者から、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から三月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

3 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る特定マンションに係る区分所有に係る家屋につき第一項の規定を適用することができる。

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律

（助言、指導等）

第五条の二 都道府県等は、マンション管理適正化指針に即し、管理組合の管理者等（管理者等が置かれていないときは、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等。次項において同じ。）に対し、マンションの管理の適正化を図るために必要な助言及び指導をすることができる。

2 都道府県知事（市又は第百四条の二第一項の規定により同項に規定するマンション管理適正化推進行政事務を処理する町村の区域内にあっては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）は管理組合の運営がマンション管理適正化指針に照らして著しく不適切であることを把握したときは、当該管理組合の管理者等に対し、マンション管理適正化指針に即したマンションの管理を行うよう勧告することができる。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）第3条の規定による改正後のもの）

（定義）

- 第二条 この法律において「行政機関」とは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第八項に規定する行政機関をいう。
- 2 この法律において「独立行政法人等」とは、個人情報保護法第二条第九項に規定する独立行政法人等をいう。
- 3 この法律において「個人情報」とは、個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報をいう。
- 4 この法律において「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルであって行政機関等（個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等をいう。以下この項及び第五章第二節において同じ。）が保有するもの又は個人情報保護法第十六条第一項に規定する個人情報データベース等であって行政機関等以外の者が保有するものをいう。
- 5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 6 この法律において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この法律において「個人番号カード」とは、次に掲げる事項が記載され、第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き本人の写が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであって、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう。
- 一 氏名
- 二 住所（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあっては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第六項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）
- 三 生年月日
- 四 性別
- 五 個人番号
- 六 その他政令で定める事項
- 8 この法律において「カード代替電磁的記録」とは、前項第一号から第五号までに掲げる事項及び本人の写真（本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている者に係るもの）にあっては、当該事項。第十八条の二第二項において「カード代替記録事項」という。）に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項並びに同条第一項及び第二項において同じ。）並びに当該電磁的記録がその送信を行った者のものであることを当該電磁的記録の送信を受けた者が確認するために必要な事項として主務省令で定める事項に係る電磁的記録について地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名であって、主務省令で定める基準に適合するものをいう。第十八条の二第二項及び第三項において同じ。）を行ったものにより一体的に構成された電磁的記録をいう。
- 9 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 10 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- 11 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項から第三項までの規定によりその保有する特定個人情報ファ

イルにおいて個人情報等を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

- 1 2 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第四項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- 1 3 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 1 4 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 1 5 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び機構並びに第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。
- 1 6 この法律において「法人番号」とは、第三十九条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

#### ○地方税法施行規則

##### 附 則

（政令附則第十二条の割合の補正等）

第七条 第七条の三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二条第四項に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以外家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同条第十三項に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合及び区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合、同条第十六項に規定する区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合、同条第二十一項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第二十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合、同条第二十九項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合、同条第三十三項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修等住宅の床面積に対する割合、同条第三十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修等専有部分の床面積に対する割合、同条第四十項に規定する区分所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第四十三項に規定する特定居住用部

分の床面積の当該特定熱損失防止改修等住宅の床面積に対する割合、同条第四十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分の床面積に対する割合、同条第四十九項に規定する人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合並びに同条第五十項及び第五十一項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合の補正について準用する。ただし、市町村の条例で定めるところによつて、法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準によつて求めた人の居住の用に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分に係る税額の算定について適当と認められる基準により算出した数値に基づいて補正を行うこととした場合においては、当該条例で定める方法によつて補正することを妨げない。

- 2 政令附則第十二条第四項第一号ロ及び第二号、第十一項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロ、第十三項第一号ロ及び第二号、第十六項第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ、第二十一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第二十六項、第二十九項、第三十三項、第三十六項、第四十項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第四十三項、第四十六項、第四十九項、第五十項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハ並びに第五十一項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハに規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。
- 3 法附則第十五条の七第三項に規定する総務省令で定める書類は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第六条、第九条又は第十五条に規定する通知書の写しとする。
- 4 法附則第十五条の七第四項に規定する通知を受けたことを証する書類として総務省令で定めるものは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第九条に規定する通知書の写しとする。
- 5 政令附則第十二条第十二項第一号イに規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。
  - 一 外壁及び軒裏が、建築基準法第二条第八号に規定する防火構造であること。
  - 二 屋根が、建築基準法施行令第百三十六条の二の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。
  - 三 天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に十五分間以上耐える性能を有するものであること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、建築物の各部分が、防火上支障のない構造であること。
- 6 政令附則第十二条第十二項第一号ロに規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、スマートウェルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。
- 7 法附則第十五条の九第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第十九項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた住宅につき同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた住宅とする。
- 8 政令附則第十二条第二十項第三号に規定する総務省令で定める部分は、共同住宅等である耐震基準適合住宅の次に掲げる部分とする。
  - 一 建物の区分所有等に関する法律第二条第一項に規定する建物の部分に相当する部分
  - 二 前号に掲げるもののほか、共同住宅等の壁で区画された部分で住戸（寄宿舎の寝室その他これに類する共同住宅等の部分を含む。）であるもの
- 9 法附則第十五条の九第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号（当該書類を提出する者の個人番号に限る。次項及び第十二項において同じ。）を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。
  - 一 法附則第十五条の九第六項に規定する納税義務者の住民票の写し

- 二 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
  - イ 政令附則第十二条第二十三項第一号に掲げる者 その者の住民票の写し
  - ロ 政令附則第十二条第二十三項第二号に掲げる者 その者の介護保険法第十二条第三項に規定する被保険者証の写し
  - ハ 政令附則第十二条第二十三項第三号に掲げる者 同号に該当する旨を証する書類の写し
- 三 次に掲げるいずれかの書類
  - イ 法附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事に係る明細書（当該居住安全改修工事の内容及び費用を確認することができるものに限る。）、当該居住安全改修工事が行われた箇所を撮影した写真及び工事費用を支払ったことを確認することができる領収証
  - ロ 法附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事が行われた旨を証する書類
- 四 政令附則第十二条第二十四項に規定する補助金等の交付、居宅介護住宅改修費の給付又は介護予防住宅改修費の給付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定、居宅介護住宅改修費の給付決定又は介護予防住宅改修費に係る給付決定を受けたことを確認することができる書類
- 五 前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類
- 10 法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。
  - 一 法附則第十五条の九第十一項に規定する納税義務者の住民票の写し
  - 二 法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等が行われた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類
  - 三 政令附則第十二条第三十一項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類
  - 四 前三号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類
- 11 法附則第十五条の九の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
  - 一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十五条に規定する通知書の写し
  - 二 法附則第十五条の九の二第一項に規定する耐震改修が行われた旨及び当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなつた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類
  - 三 前二号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類
- 12 法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。
  - 一 法附則第十五条の九の二第六項に規定する納税義務者の住民票の写し
  - 二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十五条に規定する通知書の写し
  - 三 法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等が行われた旨及び法附則第十五条の九の二第四項に規定する住宅又は同条第五項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分が認定長期優良住宅に該当することとなつた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類
  - 四 政令附則第十二条第三十一項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類
  - 五 前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類
- 13 第九項から前項までの規定にかかわらず、市町村長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 14 政令附則第十二条第四十八項第二号イに規定するマンションの修繕に関する長期の計画で総務省令で定めるものは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の二第一項第二号に規定する長期修繕計画とする。
- 15 政令附則第十二条第四十八項第二号ロに規定する総務省令で定める部分は、前項に規定する長期修繕計画に基づき算定された修繕積立金の額に係る部分とする。

- 16 法附則第十五条の九の三第一項に規定するマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で総務省令で定めるものは、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事とする。
- 17 法附則第十五条の九の三第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事が行われた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類
  - 二 政令附則第十二条第四十八項第一号イに該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類
  - 三 政令附則第十二条第四十八項第一号ロに該当する旨を証する書類
  - 四 次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める書類
    - イ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション政令附則第十二条第四十八項第二号イに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類
    - ロ マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する管理計画認定マンションマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第一条の六又は第一条の十一に規定する通知書の写し及び政令附則第十二条第四十八項第二号ロに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類
  - 五 前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類
- 18 法附則第十五条の十第一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、建築物耐震対策緊急促進事業のうち耐震改修を行う事業に係る補助とする。
- 19 法附則第十五条の十第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第十九項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた家屋につき法附則第十五条の十第一項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。
- 20 政令附則第十二条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定の適用について、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句における床面積の算定に関しては、同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

|   |
|---|
| 略 |
|---|

○道路運送車両の保安基準

（用語の定義）

第一条 この省令における用語の定義は、道路運送車両法（以下「法」という。）第二条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

- 一 「けん引自動車」とは、専ら被けん引自動車をけん引することを目的とすると否とにかかわらず、被けん引自動車をけん引する目的に適合した構造及び装置を有する自動車をいう。
- 二 「被けん引自動車」とは、自動車によりけん引されることを目的とし、その目的に適合した構造及び装置を有する自動車をいう。
- 二の二 「ポール・トレーラ」とは、柱、パイプ、橋げたその他長大な物品を運搬することを目的とし、これらの物品により他の自動車にけん引される構造の被けん引自動車をいう。
- 二の三 「セミトレーラ」とは、前車軸を有しない被牽引自動車であつて、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のものをいう。
- 三 削除
- 四 「旅客自動車運送事業用自動車」とは、道路運送法第二条第三項の旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。
- 五 「幼児専用車」とは、専ら幼児の運送の用に供する自動車をいう。

- 六 「空車状態」とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。
- 七 「高圧ガス」とは、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガスをいう。
- 八 「ガス容器」とは、前号の高圧ガスを蓄積するための容器をいう。
- 九 「ガス運送容器」とは、第七号の高圧ガスを運送するため車台に固定されたガス容器をいう。
- 十 「内圧容器」とは、常用の温度における圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が〇・二メガパスカル以上の圧縮ガスで高圧ガス以外のものを蓄積するための容器（制動装置用容器以外の容器で、内径二百ミリメートル未満、長さ千ミリメートル未満のもの又は容積四十リットル未満のものを除く。）をいう。
- 十一 「火薬類」とは、火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百九号）第二条の火薬類をいう。
- 十二 「危険物」とは、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。
- 十三 「緊急自動車」とは、消防自動車、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のため使用する自動車又は防衛省用自動車であつて緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、保存血液を販売する医薬品販売業者が保存血液の緊急輸送のため使用する自動車、医療機関が臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四百号）の規定により死体（脳死した者の身体を含む。）から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の緊急輸送のため使用する自動車、救急自動車、公共用応急作業自動車、不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車及び国土交通大臣が定めるその他の緊急の用に供する自動車をいう。
- 十三の二 「道路維持作業用自動車」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四十一条第四項の道路維持作業用自動車をいう。
- 十三の三 「締約国登録自動車」とは、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和三十九年法律第九号。以下「特例法」という。）第二条第二項の締約国登録自動車をいう。
- 十三の四 「締約国登録原動機付自転車」とは、特例法第二条第二項の締約国若しくはその下部機構によりその法令に定める方法で登録されている原動機付自転車（付随車を除く。）であつて次に掲げる要件に該当するもの又はこれによりけん引される付随車であつて次に掲げる要件に該当するものをいう。
- イ 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約第二条1、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第一号）第十条又は関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条（第七号に係る部分に限る。）若しくは第十七条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けて輸入されたものであること。
- ロ 当該原動機付自転車を輸入した者の使用に供されるものであること。
- ハ 関税法（昭和三十九年法律第六十一号）第六十七条の輸入の許可を受けた日から一年を経過しないものであること。
- 十三の五 「一般原動機付自転車」とは、原動機付自転車であつて、次号に規定する特定小型原動機付自転車以外のものをいう。
- 十三の六 「特定小型原動機付自転車」とは、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。
- イ 原動機の定格出力が〇・六〇キロワット以下であること。
- ロ 告示で定める方法により測定した場合において、長さ一・九メートル以下、幅〇・六メートル以下であること。
- ハ 最高速度が二十キロメートル毎時以下であること。
- 十四 「付随車」とは、原動機付自転車によつてけん引されることを目的とし、その目的に適合した構造及び装置を有する道路運送車両をいう。

- 十五 「軸重」とは、自動車の車両中心線に垂直な一メートルの間隔を有する二平行鉛直面間に中心のあるすべての車輪の輪荷重の総和をいう。
- 十六 「最遠軸距」とは、自動車の最前部の車軸中心（セミトレーラにあつては、連結装置中心）から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。
- 十七 「輪荷重」とは、自動車の一個の車輪を通じて路面に加わる鉛直荷重をいう。
- 十八 「高速道路等」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二十二條第一項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が六十キロメートル毎時を超える道路をいう。
- 2 法第四十條第五号の運行に必要な装備をした状態とは、前項第六号に規定する状態をいう。

5 新法附則第十二条の二の七第九項の規定は、施行日以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

6 新法附則第十二条の二の七の二第一項の規定は、施行日以後の炭化水素油（地方税法第百四十四条の二第三項に規定する炭化水素油をいう。）の製造について適用する。

7 新法附則第十二条の二の七の二第一項の規定は、施行日以後の炭化水素油（地方税法第百四十四条の二第三項に規定する炭化水素油をいう。）の製造について適用する。

7 新法附則第十二条の二の七の二第一項の規定は、施行日以後の炭化水素油（地方税法第百四十四条の二第三項に規定する炭化水素油をいう。）の製造について適用する。

2 新法附則第十二条の二の七の二第一項の規定は、施行日以後の炭化水素油（地方税法第百四十四条の二第三項に規定する炭化水素油をいう。）の製造について適用する。

3 令和六年四月三十日まで取得された旧法附則第十二条の二の十三第四項及び第五項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

8 新法附則第十二条の二の七の二第一項の規定は、施行日以後の炭化水素油（地方税法第百四十四条の二第三項に規定する炭化水素油をいう。）の製造について適用する。

3 新法附則第十二条の二の七の二第一項の規定は、施行日以後の炭化水素油（地方税法第百四十四条の二第三項に規定する炭化水素油をいう。）の製造について適用する。

2 令和八年度分の個人の市町村民税に係る申告書の提出に係る新法第三百七十七条の二第一項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限り）に係るものを除く。」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新法第三百七十七条の二の二第一項の規定は、一号施行日以後に支払を受けるべき新法第三百七十七条の二第二項ただし書に規定する給付について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき旧法第三百七十七条の二第一項及び第二項の規定による申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき旧法第三百七十七条の二第二項ただし書に規定する給付について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき旧法第三百七十七条の二第一項及び第二項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新法第三百七十七条の三の三第一項の規定は、一号施行日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第三百七十七条の三の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

5 所得税法等改正法附則第四十四条の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における旧法第二百九十二条第一項第四号（旧租税特別措置法第四十二条の十二の六の規定に係る部分に限る。）及び附則第八條第十二項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

6 所得税法等改正法附則第四十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二条の十二の七第四項に規定する情報技術事業適応設備について同項の規定を適用する場合及び所得税法等改正法附則第四十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二条の十二の七第五項に規定する事業適応繰延資産について同項の規定を適用する場合における旧法第二百九十二条第一項第四号（旧租税特別措置法第四十二条の十二の七の規定に係る部分に限る。）及び附則第八條第十三項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）  
第九條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和六年四月一日から附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成三十一年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に新たに製造され、又は改良された旧法附則第十五条第二項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成三十年四月一日から附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に改良された旧法附則第十五条第二項に規定する特定償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 令和三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五条第三項に規定する対象特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十九項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」といふ。）内に旧法附則第十五条第四十四項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」といふ。）が取得（同条第四十四項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第四十四項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」といふ。）（中小事業者等が、同条第四十四項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」といふ。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第四十四項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 令和三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第二項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の三第三項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）又は改良が行われた旧法附則第十六条の三第三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）  
第十條 新法第四百四十五条第三項の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、四号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、四号施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新法第四百四十五条第三項の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、四号施行日の属する年度の翌年度（四号施行日が四月一日である場合には、四号施行日の属する年度）以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、四号施行日の属する年度（四号施行日が四月一日である場合には、四号施行日の属する年度の前年度）分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 新法第四百六十三条の十五第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和七年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和六年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

8 道府県は、令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能制又は令和七年度から令和九年度までの各年度分の自動車税の種別割に限り、参加国等又は参加国等の代表等が取得し、又は所有する自動車で政令で定めるものに対しては、第百四十六條第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能制又は種別割を課することができない。

9 市町村は、令和七年度から令和十年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会、参加国等若しくは参加者が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの若しくは第百四十三條第七項に規定する仮使用地（以下この項において「仮使用地」という。）又は博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために供する家屋及び償却資産若しくは仮使用地に対しては、第百四十二條、第百四十三條第七項又は第百四十四條第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

10 市町村は、令和七年度から令和十年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会との間に家屋及び償却資産を博覧会協会に貸し付けることを内容とする契約を締結した者が、当該契約に基づき博覧会協会に貸し付ける家屋及び償却資産（博覧会の用に供される家屋及び償却資産で政令で定めるものであつて、博覧会協会に貸し付けていることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの）に対しては、第百四十二條又は第百四十三條第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

11 市町村は、令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能制又は令和七年度から令和九年度までの各年度分の軽自動車税の種別割に限り、参加国等又は参加国等の代表等が取得する三輪以上の軽自動車又は所有する軽自動車等で政令で定めるものに対しては、第百四十三條第一項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能制又は種別割を課することができない。

12 指定都市等は、博覧会の会場内において設置される参加国等又は参加者が博覧会に関して行う事業で政令で定めるもの用に供する施設に係る事業所等（第百一十一條の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。）において行う事業に対しては、令和十一年三月三十一日までに終了する事業年度分については、第七百一十一條の三十四第六項の規定を準用する。

13 前項の規定の適用がある場合における第七百一十一條の四十三第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「第七百一十一條の三十四」とあり、及び「同条」とあるのは、「第七百一十一條の三十四又は附則第七十八條第十二項」とする。

14 第二項から前項までの規定の適用を受ける者の認定の手續その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第二条 地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の一部を次のように改正する。  
一 附則第一条第四号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第十号中「附則第八條第四項」を「附則第八條第五項」に改める。  
二 附則第五号中「附則第八條第四項」を「附則第八條第五項」に改める。  
三 附則第八條第一項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同条第二項中「又は同号口」を「若しくは同号口」に改め、「有しないもの」の下に「又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（八年新法第七十二條の二第一項第一号口（八年新法附則第八條の三の三の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号口に規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）」を加え、同条第三項中「法人」の下に「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）第一条の規定による改正後の地方税法次項において「令和七年改正後の地方税法」という。）附則第九條の二の第二項の規定の適用がある法人を除く。）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定の適用がある法人（令和七年改正後の地方税法附則第九條の二の第二項の規定の適用がある法人に限る。）に対する八年新法第七十二條の二十四の十一第一項の規定の適用については、令和七年改正後の地方税法附則第九條の二の第三項の規定にかかわらず、八年新法第七十二條の二十四の十一第五項中「及び第一項」とあるのは、「第一項及び附則第九條の二の第二項の規定並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）附則第八條第二項」と「同条第一項」とあるのは「同項」と、「次に第一項の規定による」とあるのは「次に附則第九條の二の第二項の規定による控除、前条第一項の規定による控除及び第一項の規定による控除の順序に」とする。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法第二十三條第一項第七号及び第九号の改正規定、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第三十四條、第四十五條の二第一項、第四十五條の三の二第一項第三号、第四十五條の三の三第一項、第七十二條の五十第二項並びに第二百九十二條第一項第七号及び第九号の改正規定、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに同法第三百十四條の二、第三百十七條の二第一項、第三百十七條の三の二第一項第三号及び第三百十七條の三の三第一項の改正規定並びに同法附則第四條第七項第一号及び第七項第一号、第三十三條の二の二第一号及び第十三條第一号、第三十三條第一号及び第七項第一号、第三十四條第三項第一号及び第六項第一号、第三十五條第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の二第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の三の四第三項、第三十五條の四第二項第一号及び第五項第一号並びに第四十四條の二の改正規定並びに次条第一項から第四項まで並びに附則第八條第一項から第四項まで、第十九條及び第二十條の規定、令和八年一月一日
- 二 第一条中地方税法第二十三條第四号イの改正規定（第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二條の十二の七（第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項）を「第九項から第十一項まで及び第十九項」に改める部分を除く。）、同号ロの改正規定（第二、第四、第十一項まで及び第七項を除く。）、及び第四十二條の十二の七（第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項）を「第九項から第十一項まで及び第十九項」に改める部分を除く。）、同号ハの改正規定（第一、第九項から第十一項まで及び第十九項）に改める部分を除く。）、及び第四十二條の十二の七（第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項）を「第九項から第十一項まで及び第十九項」に改める部分を除く。）、並びに同法第三百二十一條の八第一項の改正規定並びに同法附則第八條の二の第二項及び第四項の改正規定（第百四十五條の五）を「第百四十五條の十三」に改める部分に限る。）、同法附則第十二條の二の二から第十二條の二の五までを削り、同法附則第十二條の二を同法附則第十二條の二とし、同条の次に次のように加える改正規定、同法附則第十二條の次に一項を加える改正規定並びに同法附則第三十條の二の次に一項を加える改正規定並びに附則第三條第二項、第五條及び第十一條の規定、令和八年四月一日

三 第一条中地方税法第七百四十七條の四の前の見出し、同条及び第七百四十七條の五の改正規定、同条の次に一項を加える改正規定並びに同法第七百四十七條の十三及び第七百六十二條第二号ロ(2)の改正規定並びに附則第十四條の規定、令和九年四月一日

等対象期間内に改良された車両で政令で定めるもの（以下この項において「改良車両」という。）に、「改良された車両」を「改良車両」に、「当該改良車両」を「当該改良車両」に、「三分の二（総務省令で定める小規模な鉄道事業者等が製造等対象期間内に新たに製造された車両で政令で定めるものを取得して、若しくは取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるものを事業の用に供する場合には、これらの車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三）の」を「に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 総務省令で定める小規模な鉄道事業者等が新造車両の取得等をしてこれを事業の用に供する場合又は改良車両を事業の用に供する場合 五分の三
- 二 前号に規定する鉄道事業者等以外の鉄道事業者等が新造車両の取得等をしてこれを事業の用に供する場合 三分の二
- 三 第一号に規定する鉄道事業者等以外の鉄道事業者等が改良車両を事業の用に供する場合 四分の三

附則第十五条第十三項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改め、同条第十五項及び第十七項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第十九項中「令和六年度」を「令和八年度」に改め、同条第二十項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二十一項中「あつては」を「あつては」に、「部分に限り」を「部分に限るものとし」に改め、同条第二十四項、第二十六項及び第二十七項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二十九項を次のように改める。

29 港灣法第二条第二項に規定する国際戦略港灣、同項に規定する国際拠点港灣又は同項に規定する重要港灣において、港灣法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間に新たに取得され、又は改良された港灣法第五十一条の九第三項第一号に規定する協定特定港灣施設（政府の補助で総務省令で定めるものを受けて作成された同条第一項に規定する公表協働防護計画に定められた同項に規定する最適化事業の実施主体が締結した同項に規定する協働防護協定に定められたものに限る。）で政令で定めるもの用に供する償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分に限る。以下この項において「特定償却資産」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該特定償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該特定償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、次の各号に掲げる特定償却資産の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 特定償却資産で当該特定償却資産の存する港灣の港灣法第二条第三項に規定する港灣区域が同条第八項に規定する開発保全航路の区域（同法第五十五条の三の四に規定する国土交通省令で定める区域に限る。）又は同法第五十五条の三の五第一項に規定する緊急確保航路の区域に隣接するもの 二分の一
- 二 前号に掲げる特定償却資産以外の特定償却資産 六分の五

附則第十五条第三十項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第三十二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第三十三項を削り、同条第三十四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項を第三十五項とし、第三十七項を第三十六項とし、第三十八項を第三十七項とし、同条第三十九項中「者が」の下に「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に」を加え、「の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に同法を削り、に基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する」を「従つて実施される同法第九條第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システムの導入（同法第二条第一項に規定する特定

高度情報通信技術活用システム（同項第一号に掲げるものに限る。）の適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合することについて総務大臣の承認を受けた場合に限る。）の用に供するために新たに取得した」に改め、「同法第二十八条に規定する」を削り、「構築物」の下に「であつて、当該特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして総務大臣が定めるもの」を加え、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「第四十二条の四第十九項第七号」を「第四十二条の六第一項」に、「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで」に改め、「内」の下に「同法第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額（以下この項において「雇用者給与等支給額」という。）の増加に係る事項として政令で定めるものが記載された」を加え、同項ただし書中「租税特別措置法第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する」を削り、「増加」を「大幅な増加」に改め、「令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得をしたものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分」を削り、「三分の一」を「四分の一」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項を同条第四十四項とし、同条に次の一項を加える。

45 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に既設の鉄道（軌道を含む。）に係る豪雨による被害を防止し、又は軽減するために新たに取得した償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二（当該償却資産のうち旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項第一号に掲げる者が取得したものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三）の額とする。

附則第十五条の二第二項中「若しくは第二十六項」を、「第二十六項若しくは第四十五項」に改める。  
附則第十五条の八第一項から第三項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九の三第一項中「同項に規定する管理組合の管理者等」を「管理者等（同項に規定する管理組合の管理者等をいう。第三項及び第四項において同じ。）」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「後に」の下に「同項の納税義務者から」を、「場合」の下に「又は当該期間の経過後に管理者等から同項の書類の提出がされた場合」を、「当該申告書」の下に「又は当該書類」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村長は、特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、管理者等から同項に規定する期間内に同項の書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが第一項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の規定を適用することができる。

附則第十六条の二及び第十六条の三を削る。  
附則第十六条の四第一項中「第三百四十九条の三の三第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるものを除く。」を削り、「令和五年度又は令和六年度」を「令和七年度又は令和八年度」に、「令和五年度分又は令和六年度分」を「令和七年度分又は令和八年度分」に、「附則第十六条の四

「オーストラリア軍隊（同協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリア）を「締約国軍隊（当該円滑化協定に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に關連して国内（この法律の施行地をいう。）に所在する当該締約国に改める。

第四百四十四条の六の二及び第四百四十四条の三十二第九項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。  
第四百四十四条の三十三第五項第一号及び第四百四十四条の三十七第一項第五号中「による」を「に違反して、帳簿を備えず、若しくは」に改める。  
第四百四十八条第三項を次のように改める。

3 道府県は、締約国軍隊（円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間に於ける相互のアクセス及び協力の円滑化に關する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に關する事項について定めるもののうち政令で定めるものをいう。）に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に關連して国内（この法律の施行地をいう。）に所在する当該締約国の軍隊をいう。）が所有する自動車のうち公用に供するものに対しては、自動車税を課することができない。  
第二百九十二条第一項第四号イ中「対象会計年度をいう」の下に「以下この号において同じ」を加え、「第八十二条の二第二項」を「第八十二条の三第一項」に改め、法人税の額の下に「各対象会計年度の国際最低課税残余额（同法第八十二条の十一第一項に規定する国際最低課税残余额をいう。）に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額（同法第八十二条の十九第一項に規定する国内最低課税額をいう。）に対する法人税の額」を加え、「第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の七（第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十二項）を「第九項から第十一項まで及び第十九項」に改め、同号口中「法人税額」の下に「各対象会計年度の国際最低課税残余额（法人税法第百四十五条の二第一項に規定する国際最低課税残余额をいう。）に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額（同法第百四十五条の六第一項に規定する国内最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。」を加え、「第四十二条の七（第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項）を「及び第四十二条の七（第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項）を「及び第四十二条の七（第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項）に改め、同項第七号及び第九号中「四十八万円」を「五十八万円」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村は、締約国軍隊（円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間に於ける相互のアクセス及び協力の円滑化に關する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に關する事項について定めるもののうち政令で定めるものをいう。）に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に關連して国内（この法律の施行地をいう。）に所在する当該締約国の軍隊をいう。）が所有する軽自動車等のうち公用に供するものに対しては、軽自動車税を課することができない。  
第四百六十三条の十五第一項第一号イ中「二」を「八及びホ」に改め、同号口中「又は」を「ハ」に掲げるものを除く。又は「ハ」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハ中「又は」を「ハ」に掲げるものを除く。又は「ハ」に改め、同号八を同号二とし、同号ハ中「又は」を「ハ」に掲げるもの  
ハ 二輪のもので、総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下のもの

第七百一条の三十四第二項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。  
第七百四十七条の二第一項中「この条から第七百四十七条の五まで」を「この条から第七百四十七条の五の二まで」に改める。  
第七百四十七条の四の前の見出しを「他の行政機関の長に対して行う地方税関係通知の特例」に改め、同条第一項中「次条第一項」の下に「及び第七百四十七条の五の二第一項」を加え、「同項」を「次条第一項及び第七百四十七条の五の二第一項」に、「特定書面等地方税関係通知」を「特定書面等行政機関宛通知」に改め、同条第二項中「特定書面等地方税関係通知」を「特定書面等行政機関宛通知」に改め、同項の表第二項の項中「特定書面等地方税関係通知」を「特定書面等行政機関宛通知」に改め、次項において同じ」を削る。

節において「特定親族」という。を有する所得割の納税義務者（その特定親族が前号又はこの号に規定する所得割の納税義務者としてこれらの規定の適用を受けているものを除く。）各特定親族につき当該特定親族の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
イ 前年の合計所得金額が九十五万円以下である特定親族 四十五万円  
ロ 前年の合計所得金額が九十五万円を超え百五十万円以下である特定親族 六十三万円から当該特定親族の前年の合計所得金額のうち八十四万円を超える部分の金額に二を乗じた金額（当該乗じた金額が十万円を超え百五十万円を超え百八十万円を超え二百二十万円を超え二百六十万円を超え三百十万円を超え三百五十万円を超え四百十万円を超え四百五十万円を超え五百十万円を超え五百五十万円を超え六百十万円を超え六百五十万円を超え七百十万円を超え七百五十万円を超え八百十万円を超え八百五十万円を超え九百十万円を超え九百五十万円を超え千十万円を超え千五百十万円を超え千九百十万円を超え千九百五十万円を超え二千十万円を超え二千五百十万円を超え三千十万円を超え三千五百十万円を超え四千十万円を超え四千五百十万円を超え五千十万円を超え五千五百十万円を超え六千十万円を超え六千五百十万円を超え七千十万円を超え七千五百十万円を超え八千十万円を超え八千五百十万円を超え九千十万円を超え九千五百十万円を超え一億十万円を超え一億五千十万円を超え一億九千十万円を超え二億十万円を超え二億五千十万円を超え三億十万円を超え三億五千十万円を超え四億十万円を超え四億五千十万円を超え五億十万円を超え五億五千十万円を超え六億十万円を超え六億五千十万円を超え七億十万円を超え七億五千十万円を超え八億十万円を超え八億五千十万円を超え九億十万円を超え九億五千十万円を超え十億十万円を超え十億五千十万円を超え十一億十万円を超え十一億五千十万円を超え十二億十万円を超え十二億五千十万円を超え十三億十万円を超え十三億五千十万円を超え十四億十万円を超え十四億五千十万円を超え十五億十万円を超え十五億五千十万円を超え十六億十万円を超え十六億五千十万円を超え十七億十万円を超え十七億五千十万円を超え十八億十万円を超え十八億五千十万円を超え十九億十万円を超え十九億五千十万円を超え二十億十万円を超え二十億五千十万円を超え二十億十万円とする。）を控除した金額  
ハ 前年の合計所得金額が百五十万円を超え百二十万円以下である特定親族 六万円  
二 前年の合計所得金額が百二十万円を超える特定親族 三万円  
第三百四十四条の二第六項中「第二項」を「第一項第十二号の規定により控除すべき金額を特定親族特別控除額と、第二項」に改め、同条第八項中「その他の扶養親族」の下に「若しくは特定親族」を加え、同条第十項中「扶養親族」の下に「及び特定親族」を加え、同条第十一項中「扶養控除額」の下に「特定親族特別控除額」を加える。  
第三百四十七条の二第二項ただし書中「若しくは第三百四十四条の二第四項」を「第三百四十四条の二第四項」に改め、「扶養控除額」の下に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限り）に係るものを除く。）」を加え、同項第五号中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。  
第三百四十七条の三の三第一項中「者に限る。」の下に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限り）」を加え、同項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。  
第三百四十七条の八第一項中「第百四十五條の五」を「第百四十五條の十三」に改め、同条第三十八項中「控除の限度額で政令で定めるもの又は」を「地方税法控除限度額又は」に「控除の限度額で政令で定めるもの並びに」を「一政令で定めるところにより計算した金額並びに」に改める。  
第四百四十五条第三項を次のように改める。

第七百一条の三十四第二項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。  
第七百四十七条の二第一項中「この条から第七百四十七条の五まで」を「この条から第七百四十七条の五の二まで」に改める。  
第七百四十七条の四の前の見出しを「他の行政機関の長に対して行う地方税関係通知の特例」に改め、同条第一項中「次条第一項」の下に「及び第七百四十七条の五の二第一項」を加え、「同項」を「次条第一項及び第七百四十七条の五の二第一項」に、「特定書面等地方税関係通知」を「特定書面等行政機関宛通知」に改め、同条第二項中「特定書面等地方税関係通知」を「特定書面等行政機関宛通知」に改め、同項の表第二項の項中「特定書面等地方税関係通知」を「特定書面等行政機関宛通知」に改め、次項において同じ」を削る。

第七百一条の三十四第二項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。  
第七百四十七条の二第一項中「この条から第七百四十七条の五まで」を「この条から第七百四十七条の五の二まで」に改める。  
第七百四十七条の四の前の見出しを「他の行政機関の長に対して行う地方税関係通知の特例」に改め、同条第一項中「次条第一項」の下に「及び第七百四十七条の五の二第一項」を加え、「同項」を「次条第一項及び第七百四十七条の五の二第一項」に、「特定書面等地方税関係通知」を「特定書面等行政機関宛通知」に改め、同条第二項中「特定書面等地方税関係通知」を「特定書面等行政機関宛通知」に改め、同項の表第二項の項中「特定書面等地方税関係通知」を「特定書面等行政機関宛通知」に改め、次項において同じ」を削る。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第七号

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律 (地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号イ中「対象会計年度をいう」の下に「以下この号において同じ」を加え、「第八十二条第二項」を「第八十二条の三第一項」に改め、「法人税の額」の下に「各対象会計年度の国際最低課税残余額(同法第八十二条の十一第一項に規定する国際最低課税残余額をいう)に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額(同法第八十二条の十九第一項に規定する国内最低課税額をいう)に対する法人税の額」を加え、「第三項第四項及び第七項を除く。」、第四十二条の七(第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項)、第九項から第十一項まで及び第十九項に改め、同号ロ中「法人税額」の下に「各対象会計年度の国際最低課税残余額(法人税法第四十五条の二第一項に規定する国際最低課税残余額をいう)に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額(同法第四十五条の六第一項に規定する国内最低課税額をいう)に対する法人税の額を除く。」を加え、「第四十二条の六(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)」及び第四十二条の七(第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項)を「及び第四十二条の六(第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項)に改め、同項第七号及び第九号中「四十八万円」を「五十八万円」に改め、同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 道府県民税の納税義務者の配偶者がその納税義務者の第三十四条第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者に該当し、かつ、他の道府県民税の納税義務者の特定親族(同項第十二号に規定する特定親族をいう。次項において同じ)にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一のみ該当するものとみなす。

第二十四条第五項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第三十四条第一項に次の一号を加える。

十二 自己と生計を一にする年齢十九歳以上二十三歳未満の親族(自己の配偶者を除く。)及び児童(第三十二条第三項第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童(第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が百二十万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないもの(以下この款において「特定親族」という。)を有する所得割の納税義務者(その特定親族が前号又はこの号に規定する所得割の納税義務者としてこれらの規定の適用を受けているものを除く。)、各特定親族につき当該特定親族の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 前年の合計所得金額が九十五万円以下である特定親族 四十五万円  
ロ 前年の合計所得金額が九十五万円を超え百十五万円以下である特定親族 六十三万円から当該特定親族の前年の合計所得金額のうち八十四万円を超え部分の金額に二を乗じた金額(当該乗じた金額が十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額でないときは、十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないものうち最も多い金額とする。)を控除した金額

ハ 前年の合計所得金額が百十五万円を超え百二十万円以下である特定親族 六万円  
ニ 前年の合計所得金額が百二十万円を超える特定親族 三万円

第三十四条第六項中「第二項」を「第一項第十二号の規定により控除すべき金額を特定親族特別控除額と、第二項」に改め、同条第八項中「その他の扶養親族」の下に「若しくは特定親族」を加え、同条第十項中「扶養親族」の下に「及び特定親族」を加え、同条第十一項中「扶養控除額」の下に「特定親族特別控除額」を加える。

第四十五条の二第一項ただし書中「若しくは第三十四条第四項」を「第三十四条第四項」に改め、「扶養控除額」の下に「若しくは特定親族特別控除額(前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。」を加え、同項第五号中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第四十五条の三の二第二項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。  
第四十五条の三の三第一項中「者に限る。」の下に「若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。)」を加え、同項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

第五十三条第一項中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改め、同条第三十八項中「控除の限度額で政令で定めるもの又は」を「地方法人税控除限度額又は」に、「控除の限度額で政令で定めるもの」を「政令で定めるところにより計算した金額の」に改める。

第七十二条の四第一項第四号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第七十二条の五第一項第八号中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第七十二条の十七第一項中「支払貸借料」の下に「支払貸借料のうち」を加え、「に限る」を「を」に改め、「受取貸借料」の下に「受取貸借料のうち」を加え、同条第二項中「各事業年度において」を削り、「の賃借権」の下に「法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引に係るものを除く。」を加え、「支払う」を「その賃借権に係る契約をした事業年度以後の各事業年度において支払うこととされている」に改め、同条第三項中「各事業年度において」を削り、「支払を受ける」を「その賃借権等に係る契約をした事業年度以後の各事業年度において支払を受けることとされている」に改める。

第七十二条の四十九の二中「納税義務者」の下に「又は事業税の納税義務者との間に法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係(当該納税義務者による同号に規定する完全支配関係を除く。)があると認められる者」を加える。

第七十二条の五十第二項中「第八十四条」を「第八十四条の二」に改める。  
第七十四条の十八第一項第二号中「による」を「に違反して、帳簿を備えず、若しくは」に改める。

第百四十四条の三第一項中「数量」の下に「第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、第百四十四条の三第二項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。」を加え、同条第五項中「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「円滑化協定(我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもの)のうち政令で定めるものをいう。」に、

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効  
率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに  
公布する。

御 名 御 璽

令和六年十二月六日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百六十二号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及  
び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政  
令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素  
化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六  
号）附則第一条本文及び第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効  
率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日及び同法附則第一条第  
二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年四月一日とする。

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

財務大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 武藤 容治

ベースをいう。第十一条第一項第五号において同じ。)を構成するデータ(情報通信技術活用法第四  
条第二項第五号に規定するデータをいう。第十一条第一項第五号において同じ。)の加工、記録、保  
存及び提供を行う」に改める。

第十一条第四号中「次号」を「第七号」に改め、同項中第七号を第九号とし、第六号を第  
八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 国の行政機関等(情報通信技術活用法第三条第三号に掲げる国の行政機関等をいう。)の委託  
を受けて、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供を行  
うこと。

六 情報通信技術活用法第二十条第二項の規定による協力を行うこと。

第十三条及び第十四条中「第六号」を「第八号」に改める。

第二十条第一項中「第六号」を「第八号」に改め、同条第二項中「第五号」を「第七号」に改め  
る。

第二十一条を次のように改める。  
(主務大臣等)

第二十一条 印刷局に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、財務大臣

二 第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項に  
ついては、財務大臣及び内閣総理大臣

三 第十一条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、財  
務大臣

2 印刷局に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第五条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項及び第三十四条中「第五十一条第一項第九号」を「第五十一条第一項第十号」に  
改める。

第五十一条第一項中第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号と  
し、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二十条第二項の規定による協力を行  
うこと。

第五十一条第一項中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第  
八号の次に次の一号を加える。

九 行政機関等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十  
一号)第三条第二号に掲げる行政機関等をいう。)及び特定公共分野(デジタル社会形成基本法  
(令和三年法律第三十五号)第三十九条第二項第十三号に規定する特定公共分野をいう。)の民  
間事業者の情報処理システムの整備及び管理に関し、データの標準化(情報通信技術を活用し  
た行政の推進等に関する法律第四条第二項第五号に規定するデータの標準化をいう。)に係る  
基準の作成、技術的助言、情報の提供その他必要な協力を行うこと。

第五十七条を次のように改める。  
(主務大臣等)

第五十七条 機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、経済産業大臣

二 第五十一条第一項第五号、第八号、第九号及び第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯す  
る業務に関する事項については、経済産業大臣及び内閣総理大臣

三 第五十一条第一項及び第二項に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する  
事項については、経済産業大臣

2 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(デジタル社会形成基本法第二十二号の改正規定を除く。)並びに第三号中行政手  
続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定(第六号)  
を「第六号の二」に改める部分に限る。次号において同じ。)及び同法第一章に一条を加える改正  
規定並びに附則第四条、第六条、第七条及び第十二号の規定並びに附則第十三号中デジタル庁設  
置法(令和三年法律第三十六号)第四条第二項第一号の改正規定、公布の日

二 第三条の規定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目  
次の改正規定、同法第二条第七項の改正規定、同法第一章に一条を加える改正規定並びに同法第  
十六条にただし書及び各号を加える改正規定(同条ただし書に係る部分に限る。次号において同  
じ。)を除く。)並びに附則第八条から第十一条までの規定、附則第十三号中デジタル庁設置法第四  
条第二項第四号の改正規定及び附則第十五号の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲  
内において政令で定める日

三 第三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七  
項の改正規定並びに同法第十六条にただし書及び各号を加える改正規定並びに次条の規定、公布  
の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日  
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過  
措置)

第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の際現に発行されている個人番号カードの記載事項及び個人  
番号利用事務等実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
第十二号に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。)が当該個人番号カードの提示を受けた場合  
における本人確認の措置については、なお従前の例による。

(独立行政法人国立印刷局法の一部改正に伴う経過措置)  
第三条 独立行政法人国立印刷局のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する事業年度  
の独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第三十五条の十第一項に規定する事業計画に係  
る同項の規定の適用については、同項中「各事業年度」とあるのは「情報通信技術の活用による行  
政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社  
会形成基本法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十六号)の施行の日の属する事業年度」と  
、当該事業年度の開始前」とあるのは「遅滞なく」とする。

(独立行政法人国立印刷局法の一部改正に伴う準備行為)  
第四条 財務大臣及び内閣総理大臣は、施行日前においても、独立行政法人通則法第六十七条(第三  
号に係る部分に限る。)の規定の例により、第四条の規定による改正後の独立行政法人国立印刷局法  
第二十一条第一項第二号に規定する事項に関する独立行政法人通則法第三十五条の九第一項の規定  
による年度目標の策定又は変更については、財務大臣との協議を行うことができる。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第五条 独立行政法人情報処理推進機構の施行日の属する事業年度の独立行政法人通則法第三十一条  
第一項に規定する年度計画に係る同項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、  
前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その中期計画について情報通信技術の活用による行政手  
続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形  
成基本法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十六号)の施行の日以後最初に前条第一項の  
変更の認可を受けた後遅滞なく、当該変更後の」とする。

に掲げる事項並びに本人の写真(当該場合にあつては、カード記載事項及び同号に掲げる事項)に、「第十八条」を「第十六条ただし書及び第十八条」に改め、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)」を「機構」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を第十四項とし、第八項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8 この法律において「カード代替電磁的記録」とは、前項第一号から第五号までに掲げる事項及び本人の写真(本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている者に係るものにあつては、当該事項。第十八条の二第二項において「カード代替記録事項」という。)に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項並びに同条第一項及び第二項において同じ。)並びに当該電磁的記録がその送信を行った者のものであることを当該電磁的記録の送信を受けた者が確認するために必要な事項として主務省令で定める事項に係る電磁的記録について地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名であつて、主務省令で定める基準に適合するものをいう。第十八条の二第二項及び第三項において同じ。)を行ったものにより一体的に構成された電磁的記録をいう。

第三条第三項中「個人番号カード」の下に「カード代替電磁的記録を含む。以下この項において同じ。」を加える。

第一章に次の一条を加える。

(特定個人情報情報の正確性の確保のための内閣総理大臣の支援)  
 第六条の二 内閣総理大臣は、個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報情報を正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

第九条第三項中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。  
 第十二条第二項中「第二条第十二項及び第十三項」を「第二条第十三項及び第十四項」に改める。  
 第十六条中「当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める」を「次の各号のいずれかに掲げる」に改め、同条に次のただし書及び各号を加える。

- ただし、当該個人番号利用事務等において性別に係る情報を利用して個人番号利用事務等として主務省令で定めるものの処理に関し個人番号の提供を受ける場合において、第一号の措置をとるときは、併せて、個人番号カードに記録された性別に係る情報を電磁的方法により確認する措置をとらなければならない。
- 一 個人番号の提供をする者から個人番号カードの提示を受けること。
- 二 個人番号の提供をする者から第十八条の二第六項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を受けるとともに、当該カード代替電磁的記録について同条第七項の規定による確認を行うこと。

- 三 前二号に掲げるもののほか、個人番号の提供をする者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置
- 第十六条の二第八項中「第十八条の二第一項」を「第十八条の二第五項」に改める。  
 第十七条第一項中「第十八条の二第三項」を「第十八条の二第五項」に改める。  
 第十八条の二の見出しを「個人番号カードの発行等に関する手数料」に改め、同条第一項中「事務」の下に「並びに第十八条の二第三項及び第十一項の規定によるカード代替電磁的記録の発行に係る事務(第三項において「カード代替電磁的記録発行事務」という。)」を加え、同条第三項中「手数料」の下に「カード代替電磁的記録発行事務に関するものを除く。」を加え、第三章中同条を第十八条の五とする。

第十八条の次に次の三条を加える。  
 (カード代替電磁的記録の発行等)  
 第十八条の二 個人番号カードの交付を受けている者(個人番号カード用署名用電子証明書(電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)以下この条及び第三十八條の八第一項において「公的個人認証法」という。))第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。以下この条において同じ。の発行を受け、当該個人番号カード用署名用電子証明書が効力を失っていない者に限り、第三項又は第十一項の規定により既に自己に係るカード代替電磁的記録の発行を受け、当該カード代替電磁的記録が効力を失っていない者を除く。は、自己に係るカード代替電磁的記録をその者が使用する移動端末設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下この条において同じ。)に記録して利用するため、その者の申請により、当該カード代替電磁的記録の発行を受けることができる。

- 2 前項の申請は、当該申請を行う者(以下この項から第四項までにおいて「申請者」という。)が、主務省令で定めるところにより、前項の移動端末設備を使用して、機構に対し、当該申請者の個人番号カードに記録されたカード代替記録事項に係る電磁的記録を送信して行うものとする。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用用符号(公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用用符号をいう。次項において同じ。)を用いて電子署名を行わなければならない。
- 3 前項前段の規定による送信を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が公的個人認証法第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号(公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用者検証符号をいう。)に対応する署名利用用符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、主務省令で定めるところにより、当該申請に係るカード代替電磁的記録を発行し、これを当該申請者に係る第一項の移動端末設備に送信するものとする。
- 4 前項の規定による送信を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該送信に係るカード代替電磁的記録を第一項の電磁的記録媒体に記録するものとする。
- 5 カード代替電磁的記録の有効期間は、三月以内で主務省令で定める期間(当該期間内に個人番号カードの有効期間が満了する者に係るものにあつては、当該満了の日までの期間)とする。
- 6 カード代替電磁的記録利用者(カード代替電磁的記録の発行を受けた者をいう。以下この条から第十八条の四までにおいて同じ。)は、自己に係るカード代替電磁的記録を次項の規定による確認を受けることができるものとして提供するとき、次条第一項の認定を受けたプログラム(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第二項に規定するプログラムをいう。以下この条から第十八条の四までにおいて同じ。)を用いて当該カード代替電磁的記録の送信を行わなければならない。
- 7 前項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を受けた者は、当該カード代替電磁的記録が当該送信を行った者のものであることの確認について、第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものとする。
- 8 カード代替電磁的記録利用者、当該カード代替電磁的記録を記録した第一項の電磁的記録媒体が使用できなくなったときその他当該カード代替電磁的記録を失効させるべき場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、速やかにその旨を機構に届け出なければならない。

- 2 公的基礎情報データベース整備改善計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 計画期間
    - 二 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する基本的な方針
    - 三 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の内容及び実施時期
    - 四 国の公的基礎情報データベースを構成するデータに係るデータの品質の確保に関する事項
    - 五 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たり、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に関して独立行政法人国立印刷局が果たすべき役割並びに当該データについてのデータの標準化に係る基準に関して独立行政法人情報処理推進機構が果たすべき役割に関する事項
    - 六 その他国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する事項
  - 3 内閣総理大臣は、公的基礎情報データベース整備改善計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
  - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、公的基礎情報データベース整備改善計画を公表しなければならない。
  - 5 前二項の規定は、公的基礎情報データベース整備改善計画の変更について準用する。
- 第二十條 国の行政機関等は、公的基礎情報データベース整備改善計画に従って国の公的基礎情報データベースの整備及び改善を行わなければならない。
- 2 国の行政機関等は、前項の規定による国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たっては、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に関する事項にあっては独立行政法人国立印刷局に対し、当該データについてのデータの標準化に係る基準に関する事項にあっては独立行政法人情報処理推進機構に対し、技術的助言、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。
  - 3 国の行政機関等は、第一項の規定による国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たっては、これと併せて、当該国の公的基礎情報データベースを利用して行われる手続等及びこれに関連する行政機関等の事務についての簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。
  - 4 国の行政機関等以外の行政機関等は、国の行政機関等が第一項及び前項の規定に基づき講ずる措置に準じて、その保有する公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する施策を講ずるよう努めなければならない。
  - 5 国は、国の行政機関等以外の行政機関等が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 第二章第四節中第十三条を第十六条とし、第十二条を第十五条とし、同節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の一節を加える。
- 第四節 特定法人事項変更届出に関する特例
- (定義)
- 第十二条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 特定法人事項 法人の名称その他の当該法人に係る登記事項であつて主務省令・法務省令で定めるものをいう。
  - 二 特定法人事項変更登記情報 特定法人事項についての変更の登記があつた場合における当該変更の登記に係る情報であつて主務省令・法務省令で定めるものをいう。
  - 三 特定法人事項変更届出 他の法令の規定による届出のうち、当該他の法令の規定において、特定法人事項を変更した場合にはその旨を行政機関等に対して届け出なければならないことが規定されているものであつて、主務省令・法務省令で定めるものをいう。

- (特定法人事項変更登記情報の求め及び提供)
- 第十三条 特定法人事項変更届出に関して特定法人事項変更登記情報を受けようとする行政機関等は、日曜日その他の主務省令・法務省令で定める日(次項及び次条第二項において「休日」という)を除き、毎日、法務大臣に対し、特定法人事項変更届出対象法人(当該特定法人事項変更届出に関する他の法令の規定において、特定法人事項を変更した場合にはその旨を行政機関等に対して届け出なければならないことが規定されている法人をいう。以下この節において同じ。)の法人番号その他主務省令・法務省令で定める事項を通知して、特定法人事項変更届出対象法人に係る特定法人事項変更登記情報の提供を求めるものとする。
- 2 前項の規定による求めを受けた法務大臣は、当該求めに係る特定法人事項変更届出対象法人について、当該求めを受けた日(以下この項において「請求日」という)に特定法人事項についての変更の登記があつたときは、当該請求日の翌日(当該日(請求日)が休日である場合にあっては、当該日後の直近の休日でない日)までに、当該求めをした行政機関等に対して、当該変更の登記に係る特定法人事項変更登記情報を提供するものとする。
  - 3 特定法人事項変更登記情報に関する第一項の規定による求め及び前項の規定による提供は、行政機関等の使用に係る電子計算機及び法務大臣の使用に係る電子計算機が電気通信回線を通じて接続された情報交換システム(デジタル社会形成基本法第二十二条に規定する情報交換システムをいう)を利用して行うものとする。
- (特定法人事項変更登記情報の提供を受けた場合の特例)
- 第十四条 行政機関等が前条の規定による特定法人事項変更登記情報の提供を受けた場合における当該特定法人事項変更届出に関する他の法令の規定の適用については、当該特定法人事項変更登記情報が当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時において、当該特定法人事項変更登記情報に係る特定法人事項の変更について、当該特定法人事項変更届出対象法人から当該行政機関等に対する特定法人事項変更届出が行われたものとみなす。ただし、当該記録がされた時までに当該変更についての特定法人事項変更届出が行われていた場合その他主務省令・法務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、特定法人事項変更届出に関する他の法令の規定において、特定法人事項変更届出対象法人が特定法人事項の変更があつた日から起算して一定の期間が経過する日(以下この項において「届出期限日」という)までに当該特定法人事項変更届出を行わなければならないことが定められている場合において、届出期限日(届出期限日が休日である場合にあっては、当該届出期限日の直近の休日でない日)の前日までに特定法人事項についての変更の登記があつたにもかかわらず、前条第三項の情報交換システムに係る障害その他の特定法人事項変更届出対象法人の責めに帰することができない事由により、届出期限日の翌日以降に当該変更の登記に係る特定法人事項変更登記情報が当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されることとなつたときにおける当該他の法令の規定の適用については、当該特定法人事項変更登記情報に係る特定法人事項の変更についての特定法人事項変更届出は、届出期限日までに行われたものとみなす。
  - 3 行政機関等は、前二項の規定により特定法人事項変更届出が行われたものとみなされたときは、主務省令・法務省令で定めるところにより、直ちに、当該特定法人事項変更届出対象法人に対して、その旨を通知するものとする。
- 第三条 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
- 目次中「第六条」を「第六条の二」に「第十八条の二」を「第十八条の五」に改める。
- 第二条第七項中「次に掲げる事項」の下に「のうち第五号に掲げるもの以外のもの」を加え、「第二号」を「次に掲げる事項」を「のうち第二号及び第五号に掲げるもの以外のもの。以下この項において「カード記載事項」という)に、「これらの事項」を「カード記載事項及び同号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年六月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第四十六号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律

(デジタル社会形成基本法の一部改正)

第一条 デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十七条」を「第三十八条」に、「第三十八条」第三十九条を「第三十九条」に改める。

第一条中「第三十条」の下に「及び第三十四条」を加える。

第二十一条中「同号ロ」を「同号ハ」に改める。

第三十一条中「第三十八条第二項第十二号」を「第三十四条及び第三十九条第二項第十二号」に改める。

第三十三条中「第三十八条第二項第十四号」を「第三十九条第二項第十四号」に改める。

第三十九条を第四十条とする。

第三十八条第二項第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一

号を加える。  
十五) データの品質の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

第三十八条を第三十九条とする。

第五章中第三十七条を第三十八条とする。

第四章中第三十六条を第三十七条とし、第三十五条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条の次に次の一条を加える。

(データの品質の確保)

第三十四条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、情報システムで用いられ、又は公的基礎情報データベースを構成するデータ(電磁的記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものとして記録された情報をいう。以下この条及び第三十九条第二項第十五号において同じ。)を正確かつ最新の内容に保つことその他のデータの品質を確保するために必要な措置が講じられなければならない。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正)

第二条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節」その他の施策(第十二条・第十三条)を「第四節 特定法人事項変更届出に関する特例(第十二条―第十四条)」に、「第十四条・第十五条」を「第十四条・第十五条」に、「第四章 情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策(第十六条・第十七条)」を「第四章 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策(第十九条・第二十条)」に改める。

第一条中「施策及び」を「施策、国の公的基礎情報データベース(デジタル社会形成基本法第三十一条に規定する公的基礎情報データベースをいう。第四章において同じ。)の整備及び改善の推進に関する施策並びに」に改める。

第一条中「迅速に」を「迅速かつ的確に」に改め、行うために「の下に」データ(電磁的記録として記録された情報をいう。以下同じ。)を加え、同号イ中「電磁的記録において用いられる」を「データに含まれる」を「統一し、又はその」を「統一することその他の措置により、データの仕様を共通化し、又はデータ」に改め、「いう」の下に「第十九条第二項第五号及び第二十条第二項において同じ)」を加え、同号ロ中「機能又はデータ」を「データ又は機能」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ データの品質の確保(データを正確かつ最新の内容に保つことその他のデータの品質を確保すること)をいう。第十九条第二項第四号において同じ)。

第三条第八号中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第四条第二項第五号中「迅速に」を「迅速かつ的確に」に改め、行うために「の下に」データ(電磁的記録として記録された情報をいう。以下同じ。)を加え、同号イ中「電磁的記録において用いられる」を「データに含まれる」を「統一し、又はその」を「統一することその他の措置により、データの仕様を共通化し、又はデータ」に改め、「いう」の下に「第十九条第二項第五号及び第二十条第二項において同じ)」を加え、同号ロ中「機能又はデータ」を「データ又は機能」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ データの品質の確保(データを正確かつ最新の内容に保つことその他のデータの品質を確保すること)をいう。第十九条第二項第四号において同じ)。

第五条第三項中「事務」の下に「について」を加える。

第二十一条を第二十六条とし、第二十条を第二十五条とし、第十九条を第二十四条とし、第十八条の前の見出しを削り、同条を第二十三条とし、同条の前の見出しとして「情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表」を付する。

第五章を第六章とする。

第四章中第十七条を第二十二号とし、第十六条を第二十一条とし、同章を第五章とする。

第四章中第十五条を第十八条とし、第十四条を第十七条とし、同章の次に次の一章を加える。

第三章 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策

第四条 国の公的基礎情報データベースの整備改善計画の作成等

第十九条 政府は、国の行政機関等が保有する公的基礎情報データベースであつて、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理における国民の利便性の向上及び行政運営の改善に資するもの(次項及び次条において「国の公的基礎情報データベース」という)の整備及びその利用を促進するための改善を総合的かつ計画的に実施するため、公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する計画(以下この章において「公的基礎情報データベース整備改善計画」という)を作成しなければならない。

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 提案の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、学校医等の公務災害に対する介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改める等のため提案する。

### 2 根拠法規

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条第1項

### 3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（第1条）関係

休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げることとした。（別表関係）

(2) 茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（第2条）関係

ア 休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額について、配偶者に係る加算はしないこと等とした。（第3条関係）

イ 介護補償の額を引き上げることとした。（第12条関係）

ウ 休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げることとした。（別表関係）

(3) この条例は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 後  |                                |                                |                                  |                                  |                                  |                                  | 改 正 前  |                                |                                |                                |                                  |                                  |                                  |
|--|--------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| (茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正 (第1条関係)) |                                |                                |                                  |                                  |                                  |                                  | (茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正 (第1条関係)) |                                |                                |                                |                                  |                                  |                                  |
| 別表 (第3条関係)   |                                |                                |                                  |                                  |                                  |                                  | 別表 (第3条関係)   |                                |                                |                                |                                  |                                  |                                  |
| 補償基礎額表   |                                |                                |                                  |                                  |                                  |                                  | 補償基礎額表   |                                |                                |                                |                                  |                                  |                                  |
| 医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数                                       | 5年未満                           | 5年以上<br>10年未満                  | 10年以上<br>15年未満                   | 15年以上<br>20年未満                   | 20年以上<br>25年未満                   | 25年以上                            | 医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数                                       | 5年未満                           | 5年以上<br>10年未満                  | 10年以上<br>15年未満                 | 15年以上<br>20年未満                   | 20年以上<br>25年未満                   | 25年以上                            |
| 学校医及び学校歯科医の補償基礎額   | 円<br><u>7, 2</u><br><u>8 5</u> | 円<br><u>8, 8</u><br><u>5 0</u> | 円<br><u>10, </u><br><u>2 6 3</u> | 円<br><u>11, </u><br><u>2 4 8</u> | 円<br><u>11, </u><br><u>9 1 8</u> | 円<br><u>12, </u><br><u>5 9 0</u> | 学校医及び学校歯科医の補償基礎額   | 円<br><u>6, 6</u><br><u>1 8</u> | 円<br><u>8, 2</u><br><u>8 3</u> | 円<br><u>9, 7</u><br><u>9 5</u> | 円<br><u>10, </u><br><u>9 2 3</u> | 円<br><u>11, </u><br><u>7 1 8</u> | 円<br><u>12, </u><br><u>4 3 8</u> |
| 学校薬剤師の補償基礎額  | <u>6, 1</u><br><u>1 0</u>      | <u>6, 9</u><br><u>6 5</u>      | <u>7, 3</u><br><u>8 5</u>        | <u>8, 3</u><br><u>2 0</u>        | <u>9, 0</u><br><u>6 3</u>        | <u>9, 5</u><br><u>0 8</u>        | 学校薬剤師の補償基礎額  | <u>5, 5</u><br><u>6 8</u>      | <u>6, 4</u><br><u>7 0</u>      | <u>7, 0</u><br><u>3 8</u>      | <u>8, 0</u><br><u>9 3</u>        | <u>8, 9</u><br><u>5 0</u>        | <u>9, 3</u><br><u>9 8</u>        |
| 備考 略   |                                |                                |                                  |                                  |                                  |                                  | 備考 略   |                                |                                |                                |                                  |                                  |                                  |
| (茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正 (第2条関係)) |                                |                                |                                  |                                  |                                  |                                  | (茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正 (第2条関係)) |                                |                                |                                |                                  |                                  |                                  |
| (補償基礎額)  |                                |                                |                                  |                                  |                                  |                                  | (補償基礎額)  |                                |                                |                                |                                  |                                  |                                  |
| 第3条 補償は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。                  |                                |                                |                                  |                                  |                                  |                                  | 第3条 補償は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。                  |                                |                                |                                |                                  |                                  |                                  |

2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（附則第12項及び第13項において単に「事故発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（第18条第2項第2号において単に「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき434円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円

を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とするものとする。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（附則第12項及び第13項において単に「事故発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（第18条第2項第2号において単に「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については334円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（学校医等に第1号に該当する者が不在の場合にあっては、そのうち1人については334円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（学校医等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合にあっては、そのうち1人については300円

を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間\_\_\_\_\_にある子がいる場合における扶養加算額は、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(介護補償)

第12条 略

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。） 85,490円

(3) 略

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が42,700円以下であるときに限る。） 42,700円

別表（第3条関係）

補償基礎額表

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養加算額は、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(介護補償)

第12条 略

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が81,290円以下であるときに限る。） 81,290円

(3) 略

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が40,600円以下であるときに限る。） 40,600円

別表（第3条関係）

補償基礎額表

| 医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数 | 5年未満            | 5年以上<br>10年未満            | 10年以上<br>15年未満                | 15年以上<br>20年未満                | 20年以上<br>25年未満                | 25年以上                         |
|----------------------|-----------------|--------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 学校医及び学校歯科医の補償基礎額     | 円<br>7, 2<br>85 | 円<br>8, 8<br>50          | 円<br><u>10,</u><br><u>768</u> | 円<br><u>11,</u><br><u>963</u> | 円<br><u>12,</u><br><u>625</u> | 円<br><u>13,</u><br><u>098</u> |
| 学校薬剤師の補償基礎額          | 6, 1<br>10      | <u>7, 0</u><br><u>45</u> | <u>7, 5</u><br><u>05</u>      | <u>8, 6</u><br><u>23</u>      | <u>9, 2</u><br><u>70</u>      | <u>9, 6</u><br><u>20</u>      |

備考 略

| 医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数 | 5年未満            | 5年以上<br>10年未満            | 10年以上<br>15年未満                | 15年以上<br>20年未満                | 20年以上<br>25年未満                | 25年以上                         |
|----------------------|-----------------|--------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 学校医及び学校歯科医の補償基礎額     | 円<br>7, 2<br>85 | 円<br>8, 8<br>50          | 円<br><u>10,</u><br><u>263</u> | 円<br><u>11,</u><br><u>248</u> | 円<br><u>11,</u><br><u>918</u> | 円<br><u>12,</u><br><u>590</u> |
| 学校薬剤師の補償基礎額          | 6, 1<br>10      | <u>6, 9</u><br><u>65</u> | <u>7, 3</u><br><u>85</u>      | <u>8, 3</u><br><u>20</u>      | <u>9, 0</u><br><u>63</u>      | <u>9, 5</u><br><u>08</u>      |

備考 略

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律  
(補償の範囲、金額、支給方法等)

第四条 前条各号の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。

2 前項の規定により政令で基準を定める場合には、政府は、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定を参しやくするとともに、前条各号の補償が、同一の学歴及び医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数を有する常勤の国家公務員で職務上医師、歯科医師又は薬剤師としての業務に従事する者の公務上の災害に対し同法により行われる同種の補償と、おおむね同程度のものとなるようにこれを定めなければならない。

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和7年政令第98号)の規定による改正前のもの)

(補償基礎額)

第一条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(以下「法」という。)第三条に規定する補償(第二十条において「補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。

2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日(附則第一条の三五項及び第六項において単に「事故発生日」という。)における当該学校医、学校歯科医又は学校薬剤師のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数(第十二条第二項第二号において単に「経験年数」という。)に応じて、別表に定める額によるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医、学校歯科医又は学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百七十七円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十四円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とするものとする。

一 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

四 六十歳以上の父母及び祖父母

五 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養加算額は、前項の規定にかかわらず、百六十七円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(介護補償)

第六条の二 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて文部科学省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

- 一 病院又は診療所に入院している場合
  - 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（同号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）
  - 三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として文部科学大臣が定めるものに入所している場合
2. 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円）
  - 二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が八万二千二百九十円以下である場合に限る。） 八万二千二百九十円
  - 三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円）
  - 四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万六百元以下であるときに限る。） 四万六百元

別表 補償基礎額表（第一条関係）

| 医師、歯科<br>医師又は薬<br>剤師として<br>の経験年数 | 五年未満       | 五年以上一<br>〇年未満 | 一〇年以上<br>一五年未満 | 一五年以上<br>二〇年未満 | 二〇年以上<br>二五年未満 | 二五年以上       |
|----------------------------------|------------|---------------|----------------|----------------|----------------|-------------|
| 学校医及び<br>学校歯科医<br>の補償基礎<br>額     | 六、六一八<br>円 | 八、二八三<br>円    | 九、七九五<br>円     | 一〇、九二<br>三円    | 一一、七一<br>八円    | 一二、四三<br>八円 |
| 学校薬剤師<br>の補償基礎<br>額              | 五、五六八<br>円 | 六、四七〇<br>円    | 七、〇三八<br>円     | 八、〇九三<br>円     | 八、九五〇<br>円     | 九、三九八<br>円  |

備考 略

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第九十八号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第四百十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十三年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

- 別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、六一八円」を「七、二八五円」に、「八、二八三円」を「八、八五〇円」に、「九、七九五円」を「一〇、二六三円」に、「一〇、九三三円」を「一一、二四八円」に、「一一、七七八円」を「一二、四三八円」を「一二、五九

〇円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、五六八円」を「六、一一〇円」に、「六、四七〇円」を「六、九六五円」に、「七、〇三八円」を「七、三八五円」に、「八、〇九三円」を「八、三三〇円」に、「八、九五〇円」を「九、〇六三円」に、「九、三九八円」を「九、五〇八円」に改める。

第二条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「及び第三号から第六号までのいずれか」を削り、「二百十七円」を「四百三十四円」に、「第二号」を「第二号から第五号までのいずれか」に、「三百三十四円」を「二百十七円」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改める。

第六条の二第二項第二号中「八万二千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同項第四号中「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「一〇、二六三円」を「一〇、七六八円」に、「一一、二四八円」を「一一、九六三円」に、「一一、九一八円」を「一二、六二五円」に、「一二、五九〇円」を「一三、〇九八円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「六、九六五円」を「七、〇四五円」に、「七、三八五円」を「七、五〇五円」に、「八、三三〇円」を「八、六二三円」に、「九、〇六三円」を「九、二七〇円」に、「九、五〇八円」を「九、六二〇円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次条の規定は、公布の日から施行する。

(補償基礎額の改定等に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の別表の規定は、令和六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の第一条第三項及び別表の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものについては、なお従前の例による。

2 施行日から令和八年三月三十一日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものについては、第二条の規定による改正後の第一条第三項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」と、「四百三十四円」とあるのは「三百八十四円」と、それぞれ」とあるのは「配偶者である扶養親族については百円を、それぞれ」とする。

(介護補償の額の改定に伴う経過措置)  
第四条 第二条の規定による改正後の第六条の二第二項の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

文部科学大臣 阿部 俊子  
内閣総理大臣 石破 茂

## 令和7年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要（専決処分）

一般会計(令和7年度 補正第1号)  
(歳出)

(単位：千円)

| 項番 | ( 款 項 目 )                           | 補 正 額  | 説 明   |      |     |     |       |
|----|-------------------------------------|--------|---|------|-----|-----|-------|
|    | ( 事 業 名 )                           |        | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源  |
| 1  | (目) 母子福祉費                           | 13,890 | 10,417  |      |     |     | 3,473 |
|    | 母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業費<br>(こども政策課) |        | 母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等の支給について、当初の想定を上回る申請者の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和7年4月17日) |      |     |     |       |